

(令和 2 年 10 月)

学 科 予 定 表

函 館 自 動 車 学 校

1-(1段階) 2-(2段階)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
1	8:50 ~ 9:40	1-2	1-3	仮効				2-6	2-5	2-7	本効				1-7	1-9	1-8	仮効			2-11	2-12	2-13	2-14	本効			1-5	1-6	1-7	1-8	仮効	8:50 ~ 9:40	1	
2	9:50 ~ 10:40	2-16	本効	2-15				1-4	仮効	1-5	1-6				2-8	本効	2-9	2-10			1-2	1-10	仮効	1-3	1-4			2-15	2-16	本効	2-5	2-6	9:50 ~ 10:40	2	
3	10:50 ~ 11:40	1-1	1-1	1-1				1-1	1-1	1-1	1-1				1-1	1-1	1-1	1-1			1-1	1-1	1-1	1-1	1-1			1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	10:50 ~ 11:40	3	
4	11:50 ~ 12:40	2-8	2-7	本効				1-8	1-9	1-10	仮効				2-13	2-12	2-11	本効			1-5	1-6	1-7	1-8	仮効			2-5	2-6	若年	2-7	本効	11:50 ~ 12:40	4	
5	13:40 ~ 14:30	2-13	2-14		休	休	休	1-2	1-3	1-4		休	休	休	2-5	2-6	2-7		休	休	1-8	1-9	1-10	1-2		休	休	2-11	2-12	2-13	2-14		13:40 ~ 14:30	5	
6	14:40 ~ 15:30																																	14:40 ~ 15:30	6
7	15:50 ~ 16:40	1-8	1-9	1-1 1-10				本効	2-15	2-16	1-1 若年				仮効	1-6	1-5	1-1 1-7			本効	2-8	2-9	2-10	1-1 若年			1-4	1-3	仮効	1-5	1-1 1-6	15:50 ~ 16:40	7	
8	16:50 ~ 17:40	2-7	2-13	若年				1-6	1-2	1-9	1-10				2-14	2-15	2-16	若年			仮効	1-4	1-6	1-7	1-5			本効	2-8	2-9	2-10	若年	16:50 ~ 17:40	8	
9	17:50 ~ 18:40	仮効	1-2					1-3	1-4	仮効					1-5	1-6					1-7	仮効	1-8	1-9				1-10	1-2	1-3	仮効		17:50 ~ 18:40	9	
10	18:50 ~ 19:40	1-5	1-6					仮効	1-7	1-8					仮効	1-9					1-10	1-2	1-3	仮効				仮効	1-4	1-5	1-6		18:50 ~ 19:40	10	

普通科 ◎ 第1段階の学科には1-1~1-10と仮効があります。  
 ・ 仮効を合格しないと、修了検定は受験できません。(45点以上を2回以上)  
 ・ 修了検定合格後、第2段階の学科を受講することができます。  
 ◎ 第2段階の学科には、2-1~2-16、と本効、と若年者講習があります。  
 ・ 2-1(危険予測ディスカッション)は技能とのセット教習です。  
 ・ 2-2~2-4(応急救護処置)は予約が必要です。  
 ・ 技能教習第2段階の8時限目までに、2-15・16を受講すること。  
 (「15・自主経路、16・高速」は先行学科です。技能教習の前に受講すること。)  
 ・ 本効を2回以上受講しないと、卒業検定は受験できません。  
 ・ 25才未満の方は、若年者講習(若年)を受講すること。  
 ・ 2輪免許所有者は学科2-1(セット教習で受講)と2-16を受講すること。

二輪科 ◎ 第1段階の学科には1-1~1-10があります。  
 ・ 第1段階の技能、学科とも修了しなければ、第2段階の学科を受講できません。  
 ◎ 第2段階の学科には2-1~2-16と本効と若年者講習があります。  
 ・ 2-1(危険予測ディスカッション)は技能とのセット教習です。  
 ・ 2-2~2-4(応急救護処置)は予約が必要です。  
 ・ 技能教習「高速」を受ける前に2-16を受講すること。  
 ・ 本効を2回以上受講しないと、卒業検定は受験できません。  
 ・ 25才未満の方は、若年者講習(若年)を受講すること。

※ 仮効、本効は2回以上受講すること。